

議 題 目 次

II 副市長会議送付議題

- 1 地上デジタル放送への円滑な移行のための生活弱者への支援の拡充について
(安曇野市)
- 2 個人住民税の現年課税への検討促進について
(伊那市)
- 3 公的年金が支給決定された児童扶養手当受給者に対する併給禁止規定
の見直し等について
(長野市)
- 4 国の緊急保証制度実施による市町村の保証料負担の軽減について
(安曇野市)
- 5 現下の経済・雇用情勢を踏まえた雇用対策のさらなる充実における雇用促進
住宅廃止の延期および雇用促進住宅の退去猶予期間等について
(岡谷市)
- 6 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の推進について
(須坂市)
- 7 スクールカウンセラー配置体制の充実について
(須坂市)
- 8 文化財の保護・保存に要する費用に対する支援の拡充について
(塩尻市)
- 9 警察官の増員について
(長野市)
- 10 新型インフルエンザ対策の具体的な推進について
(飯山市)

II 副市長会議提出議題

<p>件名</p>	<p>1 地上デジタル放送への円滑な移行のための生活弱者への支援の拡充について (安曇野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>昭和 28 年 (1953) に開始されたテレビ放送も 55 年の歳月を重ねてきており、住民の日々の生活に深く関わっている。 その中で、平成 23 年 (2011) 7 月の地上デジタル放送への完全移行に向け、国においては、生活弱者に対し、デジタル放送受信機の配布等の対策を検討しているが、配布対象をすべての市町村民税非課税世帯とし、地上デジタル放送に対する一般住民意識高揚と生活弱者への福祉施策を充実するよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>現在配布予定は生活保護世帯及びNHK受信料減免世帯を対象としているが、NHK受信料減免世帯については、障害者を構成員とする市町村民税非課税世帯としており、配布対象をすべての市町村民税非課税世帯とすることにより、弱者への生活支援対策の拡充をされたい。 また、これらの施策により、その他一般世帯への地上デジタル放送への意識の高揚を図り、地上デジタル放送への円滑な移行にも資すると考えられる。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭において必ず何らかの支費が発生するので、特に生活弱者に対する支援の拡充は必要である。 ・高齢者単独世帯においては、所得が低い世帯も多く、また、地デジ放送に対しての認識も薄い。
<p>関係法令</p>	<p>デジタル放送推進のための行動計画</p>

<p>件名</p>	<p>2 個人住民税の現年課税への検討促進について (伊那市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>雇用形態の多様化により外国人労働者や派遣労働者が増加し、短期で住所を移動する場合など、前年所得課税では困難な事例が増えている。政府税制調査会においてまとめられた「個人所得課税に関する論点整理」においても、税務執行面での課題として取り上げられており、国において早期実施に向けた具体的な検討を要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みをとっているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点を出来るだけ近づけることが望ましい。近年のIT化の進展、雇用形態の多様化により外国人労働者や日本人においても派遣労働者の増加など、また、退職職者の翌年課税による税の負担感など、前年所得課税は地方自治体にとって税収確保の面から多くの課題をかかえている。雇用形態の多様化、社会情勢の変化を踏まえて早急な見直しが求められる。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>近年、雇用形態の多様化により、外国人労働者や日本人においても派遣労働者が増加し、短期で住所を移動するなど、また、前年度は所得があったが、現在は所得がない市民など、前年所得課税では困難な事例が増えており、滞納税の解消対応に苦慮している。政府税制調査会において、平成17年5月にまとめられた「個人所得課税に関する論点整理」においても、税務執行面での課題として取り上げられており、国において早期実施に向けた具体的な検討を要望する。(同時に論点整理で取り上げられている、「公的年金からの特別徴収」においては、平成20年度税制改正で実現済み)</p> <p>近年のIT化の進展も納税事務の負担の軽減という面からは追い風であると考えられる。</p>
<p>関係法令</p>	<p>地方税法等</p>

<p>件名</p>	<p>3 公的年金が支給決定された児童扶養手当受給者に対する併給禁止規定の見直し等について (長野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>児童扶養手当受給者等に対し、公的年金の支給決定がされた場合、両者の併給禁止規定により、児童扶養手当分の返還義務が生じるが、返還額は高額になる場合が多く、直に返還できずに長期にわたり未納金として残ってしまう状況にある。</p> <p>また、児童扶養手当は児童の健全育成を目的とする制度であり、母子家庭の生活の安定と自立の促進を実現するため、併給禁止規定の見直しをされるよう要望する。</p> <p>なお、併給禁止の見直しには法改正が必要であり、相当の時間を要する場合には、見直しが行われるまでの間、決定された年金の一括支給に際し、児童扶養手当の既支給分との調整制度の創設を求めていくことを提案する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>児童扶養手当には、公的年金との関係において二重の社会保障給付を避けるという目的から、申請者又はその児童が、障害年金や遺族年金等の公的年金を受給できる場合には、手当は支給しないという規定がある。また、公的年金の支給開始月は、障害認定月、死亡月の翌月まで遡及し、過去の未支給分が一括して支給されることになっている。そのため、児童扶養手当と年金が併給となった期間については、児童扶養手当の受給権が遡って消滅し、返還義務が生じることとなる。</p> <p>しかし、一括支給された遡及分の年金額を余裕資金として貯えておく者は少なく、返還できずに未納となる事例が多く発生して、未納金の増加と回収に苦慮している。</p> <p>また、児童扶養手当は、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を目的とする制度であり、そもそも児童扶養手当と公的年金の趣旨が異なることから併給禁止規定は改善するべきと考えられる。</p> <p>なお、併給禁止の見直しには、法改正など一定の時間を要すると思われるため、見直しが行われるまでの間、決定された年金の支給に際しては、一括支給する遡及支給分の年金から、児童扶養手当の既支給分を差引いて支給し、市へ返還できるような調整制度の創設を求めるよう提案するものである。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>【長野市の現況】 (平成 21 年 4 月 15 日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度に返還義務が生じたもの 7 件 ・ 平成 14 年度以降、返還を求めた額の計 17,034,570 円 (23 件) <ul style="list-style-type: none"> うち返還済額 11,450,790 円 (16 件) 未返還額 5,583,780 円 (7 件) ・ 原因となった公的年金の種類 障害年金 (15 件)、遺族年金(8 件) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の返還の発生防止、過払い分の手当の返還
<p>関係法令</p>	<p>児童扶養手当法第 4 条第 3 項</p>

<p>件名</p>	<p>4 国の緊急保証制度実施による市町村の保証料負担の軽減について (安曇野市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>県の制度資金においては、市町村の保証料負担が規定されているが、原材料価格高騰対応等緊急保証制度により、中小企業者による制度資金の借入が増加しており、市町村の保証料の負担が増加している。 市町村の財政状況も厳しいことから、保証料補給に係る市町村の負担軽減について要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>10月31日に施行された緊急経済対策の緊急保証制度（セーフティーネット5号）拡充に伴い市町村の保証料負担が大幅に増加することが予想される。 本市でも緊急保証制度実施から12月22日時点までで、140件の認定があり、前年同期に比べると、32件増加している。認定対象者の保証料の2分の1は市町村の負担となる。市町村の財政状況も厳しいことから、県において、市町村の財政負担の軽減又は市町村の負担に対する財政的な支援措置を検討するよう要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>平成19年度保証料補給額は261件37,303,402円であり、すべてが市単独の費用である。 平成20年12月現在でセーフティーネット保証認定件数は前年比25%の増加であり、年間の総補給額は45,000千円を超える見込みである。 長野県制度資金あっせんを受けるにあたり、市町村で保証料を負担することとなっている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>長野県中小企業融資規定第11条</p>

件名	<p>5 現下の経済・雇用情勢を踏まえた雇用対策のさらなる充実における雇用促進住宅廃止の延期および雇用促進住宅の退去猶予期間等について (岡谷市)</p>
提案要旨	<p>経済・雇用情勢の悪化が急速に深刻の度を深める状況下において、非正規労働者などの住居問題をはじめとした雇用対策のさらなる充実が求められるなか、労働者の就業の安定を目的とした雇用促進住宅が有する機能は、雇用対策においてさらに必要性が増すものと考えられる。</p> <p>また、雇用促進住宅入居者においては離職や収入の減少、非正規労働者の住居問題をはじめとした低家賃の公営住宅や低廉な民間アパートの需要の増加などにより、現在の退去期限である平成22年11月30日までに転居が行えないことが危惧される。</p> <p>については、雇用対策の充実における労働者の就業の安定、入居者の生活の安定及び住居の確保に対する不安等の解消のため、経済・雇用情勢が回復するまでの当面の間、雇用促進住宅廃止の延期および退去猶予期間の延長、相談体制の強化について、厚生労働省及び雇用・能力開発機構に対し要望する。</p>
提案理由	<p>上記提案要旨に示したとおり、雇用対策のさらなる充実においては、雇用促進住宅の必要性がことさら増すものであり、雇用促進住宅が有する機能を最大限活用するためには、現在進められている廃止に伴う業務の見直しを行う必要があると考えられるため、提案要旨のとおり要望するものである。</p>
現況及び課題等	<p>非正規労働者の離職等による住居喪失への住居確保対策として、既に雇用促進住宅への緊急入居が行われているところであり、今後の経済・雇用情勢次第ではさらに需要が増すことも考えられるとともに、再就職の際に転居を必要とすることも予想され、安定した就業に向けては雇用促進住宅の必要性が高まると考えられる。</p> <p>経済・雇用情勢の回復については先が見えない状況で、人員整理等の雇用不安が進むなかでは、一旦離職してしまうと直ぐに安定した職へ再就職することは厳しい状況であり、離職はしないまでも賃金等のカットによる収入の減などもあり、そのような状況では転居は困難になると思われる。</p> <p>公営住宅の空き状況もすべての需要を満たすだけの数は無く、当市が入居者からの相談を受けるなかでは、公営住宅へ転居を希望する方が大半であり、加えてほとんどの方が公営住宅の抽選倍率が高いことから転居に不安を抱えている。</p> <p>雇用促進住宅廃止による退去期限：平成22年11月30日</p>
関係法令	

<p>件名</p>	<p>6 一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の推進について (須坂市)</p>																																	
<p>提案要旨</p>	<p>発達障がい等により特別の支援を必要とする児童生徒に対し、きめ細かな支援を行うために教職員の配置の充実を図られたい。</p>																																	
<p>提案理由</p>	<p>発達障がいのある児童生徒の増加に伴い、県内の各学校では「特別支援教育支援員」を配置し、一人ひとりの障がいに応じた支援が行われている。</p> <p>この「特別支援教育支援員」については、平成19年9月までは、県のホットサポート事業としても取り組まれてきたが、国による交付税措置となったことに伴い廃止されている。</p> <p>一方、障がいのある児童生徒は増加しており、各学校に教員補助を配置しているが、現行の交付税措置では1日4時間程度(平成20年度、1校当たり1,200千円の交付税措置)の支援しかできない状況にある。このため須坂市では市費で、1日4時間分を補いかつ増員し、平成20年度は市内15校に20名を配置しているが、市の財政状況も厳しく一人ひとりに寄り添った支援は大変困難な状況にある。</p> <p>本来、教員の配置は県の責務と考えており、教育の機会均等や市町村間における教育の公平性からも、学校の実態に即した教職員が配置されるよう要望する。</p>																																	
<p>現況及び課題等</p>	<p>須坂市における特別支援学級と児童生徒数</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度</td> <td>小学校</td> <td>15学級</td> <td>40名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>8学級</td> <td>20名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>小学校</td> <td>17学級</td> <td>44名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>8学級</td> <td>23名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>小学校</td> <td>18学級</td> <td>46名</td> <td>、</td> <td>中学校</td> <td>9学級</td> <td>38名</td> <td>、</td> <td>計</td> <td>87名</td> </tr> </table> <p>このほかに原籍学級内にも、集団生活になじめない児童生徒も多い。</p> <p>平成20年度 教員補助員予算額(当初) 36,390千円</p>	平成17年度	小学校	15学級	40名	、	中学校	8学級	20名	、	計	60名	平成18年度	小学校	17学級	44名	、	中学校	8学級	23名	、	計	71名	平成19年度	小学校	18学級	46名	、	中学校	9学級	38名	、	計	87名
平成17年度	小学校	15学級	40名	、	中学校	8学級	20名	、	計	60名																								
平成18年度	小学校	17学級	44名	、	中学校	8学級	23名	、	計	71名																								
平成19年度	小学校	18学級	46名	、	中学校	9学級	38名	、	計	87名																								
<p>関係法令</p>																																		

<p>件名</p>	<p>7 スクールカウンセラー配置体制の充実について (須坂市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>「いじめ」、「不登校」、「学校不適應」など問題を抱える児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリング機能を充実させるため、全中学校へスクールカウンセラーの配置を要望する。 また、小学校への配置についても検討されるよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>「いじめ」、「不登校」、「学校不適應」など問題を抱える児童生徒の原因は、それぞれ千差万別であり、個々のケースに応じた支援が必要である。 このため学校内のカウンセリング機能として、スクールカウンセラーが配置されているが、相談を必要とする者は児童生徒・保護者のみならず、悩みを抱える教職員、また生徒指導に当たるための相談も増加している。特に小学校児童とりわけ低年齢層での相談件数は急激に増加しており、現在の県の配置基準による「年間 270 時間(週 1 日 8 時間年 33 週)(平成 20 年度配分実績)」では、拠点校ですら訪問間隔が遠のいたり、時間制限もあってきめ細かな相談活動ができない状況である。 このため、スクールカウンセラーの養成を充実し、当面は全中学校にスクールカウンセラーを配置(週 1 日 8 時間年 35 週・年間 280 時間)し、将来的には全小中学校には配置されるようを要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>悩みを抱える児童生徒、保護者等の増加と共に、相談内容が多岐多様にわたっているため、長期間、定期的な継続相談が必要となっているが、現在の県の配置基準である「年間 270 時間(平成 20 年度実績)」では、拠点校及び対象校でのきめ細かな相談活動は困難となっている。 このため、須坂市では、平成 19 年度に市費で 1 名、平成 20 年度にはさらに 1 名増員して対応しているが、県の配置時間による「年間 270 時間」では、拠点校でさえ、定期的かつ継続しての相談ができない状況にある。 こうしたことから、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング機能が充実されるよう要望する。</p>
<p>関係法令</p>	

<p>件名</p>	<p>8 文化財の保護・保存に要する費用に対する支援の拡充について (塩尻市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>各市町村の歴史的な資産である文化財については、単に保護・保存に留まらず地域の特色を観光面でも生かせることから、県の観光施策とも合致するものであるため、文化財の保護・保存に対する支援の拡充を図られるよう要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>国や県が指定・選定する文化財の保護・保存については、地元の自治体が第一義的に行っているところであるが、特に県指定文化財等においては指定の主体である県の関与が希薄となってきたことは否めない。 このため、ぜひ県は、文化財保存に関して積極的に係わり、活用面でのアウトプットを実現するよう、諸施策の実施を要望する。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>県の文化財保護事業補助金交付要綱では、文化財の所有者等が行う文化財保護事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するとあり、補助率は2分の1以内となっているが、予算の範囲での保存が難しく不完全な保存事業となるばかりでなく、財政措置がなされないため事業の実施ができないのが実情である。また、国指定等の事業に関する県の補助の随伴は地元自治体にとって大きな支援であったが、近年補助率の半減や新規についての随伴がなくなっている現実である。 文化財のもつ発信力を今一度検証していただき、事業費に見合う補助を実施していただくことは、地元自治体にとって大きな支援となることをご理解いただきたい。</p>
<p>関係法令</p>	<p>文化財保護法 文化財保護条例（長野県） 文化財保護事業補助金交付要綱（長野県）</p>

件名	<p>9 警察官の増員について</p> <p style="text-align: right;">(長野市)</p>
提案要旨	<p>長野県の警察官1名当たりの人口負担は646人と全国で3番目に多く、全国平均を143名も上回る状況にあるが、地域の安全を確保するためには、大幅な警察官の増員が必要である。</p> <p>関係市町村の意見を十分に聞いたうえで、警察署、交番・駐在所の見直し並びに警察官の増員を行うよう強く要望する。</p>
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑法犯の認知件数は、平成13年以降減少傾向にあるものの2万件を超えており、依然として多い発生件数である。 ○ 刑法犯の検挙率は、平成20年に42.1%となっており、平成13年からは概ね上昇傾向にはあるもの、平成元年の57.3%からみても低い状況である。(平成19年は43.5%) ○ 長野県の条例定数による警察官一人当たりの人口負担は646人で全国3番目に多く、全国平均503人を大きく上回っている。 ○ 「長野県警察組織のあり方懇話会」の中間意見が出され、12月にパブリックコメントがされている。
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯協会による取り組みも行われているものの、各地域では犯罪に対する不安が依然として高い。 区長会やPTAなどが中心となった防犯ボランティアによる防犯パトロールなど、地域で取り組んでいる活動に警察官の同行を求める声も多くあがっている。 ○ 警察官の増員や空き交番対策による交番相談員の配置等が行われているものの、「警察官の姿が見えることによる犯罪抑止力」は非常に大きいものがあり、地域の安全を確保するためには警察官の増員が更に必要である。
関係法令	<p>警察法第2条（警察の責務）、第57条（職員の定員）</p>

<p>件名</p>	<p>10 新型インフルエンザ対策の具体的な推進について (飯山市)</p>
<p>提案要旨</p>	<p>新型インフルエンザ対策において、パンデミックを想定した場合、1市町村ごとではなく、広域レベルで統一した対応が求められるが、県において提示した市町村の行動計画を実施していくには、大きな病院との調整や活動範囲の広範な企業等経済活動への要請等、小規模な市町村では対応が困難な事例が想定されるため、県において、医療機関等の連携を含む関係者間の意見統一等、早期に具体的なインフルエンザ対策を推進するよう要望する。</p> <p>また、新型インフルエンザ対策に係る言わば危機管理・災害的費用について、事前対策費も含めた国・県の財政支援措置を創設するよう要望する。</p> <p>なお、内科医が不足する病院が発熱外来を設置する場合は、国・県による医師確保の別枠での支援を、特に要望する。</p>
<p>提案理由</p>	<p>新型インフルエンザ対策は多岐に渡るため、財政規模の小さい市町村ほど、財政的にも人的にも、準備も含めて遅れがちになることが明らかであるが、現状では、新型インフルエンザ対策に対する財政措置はない。</p> <p>喫緊の課題である新型インフルエンザ対策を県内に等しく整えることが、人の移動によるパンデミックという当該特性に応じた有効な事前対策となりうる。</p> <p>事前対策から発生処理等の財政措置を創設し、財政力の高低に拘わらないパンデミック対策を実践するとともに、広範な人の移動の、広域的エリアである県レベルでの具体的な対策の実践を図ることが有効である。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>新型インフルエンザの流行に備え、各市町村ごとに行動計画・対策マニュアルの策定或いはその準備を進めていますが、パンデミックになると1市町村ごとでは対策が適うレベルではなく、且つ、医療機関との調整や企業等経済活動への要請等、県レベルでの対策が有効性を確保する上で極めて重要であり、それらを含めて国・県の具体的な対策を早急に実践されることが肝要である。</p> <p>また、新型インフルエンザ対策に係る事前対策費も含めた危機管理・災害的費用において、医療態勢の整備、マスク等防護服・医薬品・食料品等の備蓄、ワクチン確保、発生処理等々多額な対策経費が見込まれ、財政基盤の脆弱な市町村ほど財政的にも人的にも手が回らないことが懸念され、これが元でパンデミックになることは避けなければならない重要な課題である。</p> <p>なお、医師不足の顕著な病院に発熱外来が設置された場合、勤務医が更なる疲弊に陥り地域医療全般にわたる医療機能の瓦解が危惧されるため、国・県による別枠での医師確保支援も喫緊の課題である。</p>
<p>関係法令</p>	